【自治労大阪府職員労働組合労働支部　回答（概要）】

１の要求について、定年退職などに伴う欠員については、業務の減少や処理方法の改善等により見直しを実施する場合を除き、定期異動時の補充を、また、年度途中の欠員については、翌年度当初の補充に努めるなど、今後とも適正な労働条件の確保等に向けて、取り組んでまいりたい。

２の要求について、地方公務員法第55条第１項並びに労使関係における職員団体との交渉等に関する条例第３条に規定されている事項については、十分に協議してまいりたい。

　なお、業務量に見合った人員配置を行うことで時間外勤務縮減に努めていくなど、今後とも職員の健康管理や、適正な労働条件・労働環境の確保等に向け、取り組んでいまいりたい。

６の要求について、総合労働事務所については、市町村や商工団体、労働組合等との密接な連携を必要とする地域労働ネットワーク事業や、労働問題に係る労使からの相談を行うなど、労使関係を専門的に取り扱うセクションであると認識している。

今後とも、当該事務所を含め、各職場における労働環境の確保等に向け、取り組んでまいりたい。

12の要求について、多様化する職業能力開発ニーズに対応した効果的な職業訓練を実施するためには、指導体制の整備、充実を図ることは重要であると認識しているところ。

　なお、今後とも適正な労働条件の確保等に向け、取り組んでまいりたい。

　13の要求について、多様化する職業能力開発ニーズに対応した効果的な職業訓練を実施するためには、指導体制の整備、充実を図ることは重要であると認識しているところ。

　このため、平成24年度から運用している職業訓練指導員配置基準では、訓練科目を訓練中の危険作業等の程度に応じて、事務系・産業系に２つに分類し、１単位30名の訓練生につき３名の指導員を配置する指導体制を確保しつつ、産業系では常勤２名、事務系では１名の常勤指導員を配置することとし、また、再任用職員（指導員）は２名で１名分の常勤指導員として配置しているところ。

　職業訓練指導現場における職員及び訓練生の安全を確保していくため、今後とも適正な運用に努めてまいりたい。

14の要求について、指導員に対する研修は、本人の能力や経験、適性等を考慮し、必要に応じ実施しているところ。

なお、担当主査制度については、校運営の核になる業務を担当いただいているが、今後とも、これら担当主査が過度な業務量とならないよう配慮するなど、職場における労働環境の確保等に向け、取り組んでまいりたい。

15の要求について、既に雇用されている任期付任用職員の労働条件に関するものなど、地方公務員法第55条第１項並びに労使関係における職員団体との交渉等に関する条例第３条に規定されている事項については、今後とも十分に協議してまいりたい。同時に、要求があったことは関係課へ伝えてまいりたい。

16の要求について、各校総務課や人材育成課のみならず、部全体として時間外勤務縮減に向けた取組みを推進していくなど、今後とも適正な労働条件の確保等に向けて、取り組んでまいりたい。

　17の要求について、各校において、メンタル面で課題を抱えている訓練生が増加しているということは認識している。そのため、メンタル面等で課題を抱えている訓練生への就職指導等を円滑に行うため、キャリア支援員を平成26年度、27年度にそれぞれ１名を採用するなど、各校への巡回指導を行っているところ。

　これらの取組みを通じ、職業訓練指導員の労働環境の確保等に結びつけていきたい。

18の要求について、平成14年12月に策定した府立高等職業技術専門校再編基本構想に基づく再編、統合は平成25年度当初に完了したところ。

　今後の科目再編については、現場との調整を十分に行っていくとともに、職業訓練指導員はもとより、職員の勤務労働条件に関するものなど、地方公務員法第55条第１項並びに労使関係における職員団体との交渉等に関する条例第３条に規定されている事項については、皆様方と十分に協議してまいりたい。

　19の要求について、東大阪高等職業技術専門校の人材開発校センターについては、中小企業等の社員の能力開発に活用いただくため、施設や設備の提供を行う重要な業務として認識している。

職業訓練指導現場における職員及び訓練生の安全を確保していくため、今後とも業務量を精査し、過重な負担とならないよう配慮するなど、適正な労働条件の確保等に向け、取り組んでまいりたい。

20の要求について、非常勤の一般職化に伴い、新たに発生する業務量について精査し、過重な負担がかかることが無いよう、職場における労働環境の確保に向け取り組んでまいりたい。

21の要求について、職業訓練指導員はもとより、職員の勤務労働条件に関するものなど、地方公務員法第55条第１項並びに労使関係における職員団体との交渉等に関する条例第３条に規定されている事項については、今後とも十分に協議してまいりたい。